

墓地所有権と財産区 (二)

——大阪府箕面市小野原墓地を手がかりとして——

竹 内 康 博

目 次

はじめに

- 一 明治以降の墓地法制
 - 二 大阪府、箕面市（豊川村）の墓地行政……（以上第三一巻三・四合併号）
 - 三 小野原墓地の管理実体（以下本号）
 - 四 小野原墓地の所有権
 - 五 墓地所有権と財産区
- おわりに

三 小野原墓地の管理実体

(一) 小野原墓地の歴史

小野原墓地が、形成された正確な時期を特定することはできないが、宝暦九（一七五九）年「摂州嶋下郡小野原

村諸色付込帳 庄屋篠河善兵衛帳」(箕面市教育委員会蔵)には、「墓所壹ヶ所 竪式拾五間横三拾間 南山山役御年貢地之内」とある。また、天保三(一八三二)年一橋徳川家文書(箕面市教育委員会蔵)「撰津国川辺郡豊嶋郡嶋下郡村々様子大概書」の小野原村の欄には、「一墓式ヶ所」とある。これによれば、少なくとも江戸後期には小野原村に墓地が成立していたことが窺える。

さらに、現在の小野原墓地内で判読可能な墓碑の年号で一番古いものは延享五(一七四八)年のもので、このことから推測すれば、江戸時代中期には既に小野原村字峠ノ下(現小野原西六丁目)に小野原墓地は存在しており、そのまま明治維新を迎えたことは間違いない事実である。

ところで、小野原西六丁目四七四番二の土地は、法務局所管の旧土地台帳によれば「字峠ノ下四七二番二 墓地 三反八畝二歩」となっている。また、この土地の所有主氏名欄は「共有地」となっており、免租地であった。なお、昭和二九年に同番三へ分筆されたが、所有主氏名欄に変更はなかった。

本件墓地は、不動産登記簿では、表題部の所有者欄に「共有地」と記載されているが、その後、昭和六二年一月二九日になって錯誤を理由として「箕面市大字小野原財産区」と訂正された上で所有権保存登記がなされ、同年に同番六および七へ分筆された。しかし、平成一四年三月一二日に錯誤を理由に当該登記が抹消され、その後、小野原地区に居住する二名の共有名義で所有権保存登記が行われ、今日に至っている。

なお、大阪府池田保健所が保管する墓地台帳によれば、本件小野原墓地は、以下の通りである。

経営主体	部落営(小野原)
経営者住所	箕面市小野原
経営者氏名	小野原

土地所有者住所 箕面市小野原

土地所有者氏名 小野原

ちなみに、墓地管理者住所・氏名欄は空欄となっている。

(二) 小野原墓地管理の実体

明治二二年の町村制施行によって豊川村となって以降も、小野原墓地はそれまでどおり小野原に居住する人々によって維持管理されてきたことに疑いの余地はない。具体的には、春秋の彼岸や盆の墓掃除は、何らかのルールに基づいて行われてきたことであるし、分家などによって新たに墓地が必要となった「家」に一区画を分け与えたり、小野原から転居した「家」の墓地を小野原全体で維持管理してきた。また、以前存在した簡易火葬場の維持管理や、墓守の負担も行ってきたはずである。

昭和五〇年度、五一年度「大字小野原に関する諸事項のまとめ 大字小野原区長」には、「IV 墓地に関する事項」が記録されており、「資料」として「小野原墓地管理規約」⁽²⁾が載せられている。これは、明治以降、小野原墓地で行われてきた維持管理の方法等を文書化したものと思われる。

現在、小野原墓地と同様に江戸時代の行政村が墓地を経営管理している、いわゆる集落墓地⁽³⁾は全国に多数存在しているが、その中で昭和五〇年代の初めから「墓地管理規約」等の名称で活字化された規約に基づいて経営管理されている集落墓地は、著者のこれまでの調査では一件もない。

そこで、なぜこの時期に大字小野原で墓地に関する規約等が作られたかについて考えてみる。

昭和四五年、千里丘陵で開催された大阪万国博覧会は、周辺地域の宅地開発を急速に推し進めた。小野原におい

ても阪急電鉄土地経営部や野村不動産による七九、〇〇〇坪にも及ぶ宅地開発が始まり、新住民の急速な増加が予想された。さらには七五、〇〇〇坪に及ぶ区画整理計画も発表され、小野原墓地の将来を考えざるを得なくなったことがまず考えられる。また、後掲の【資料三】三にあるように、豊中・小野原線の道路施設問題で、墓地周辺の境界確定の必要が生じていることや、墓地の建て替えに伴う境界問題などが起こってきたため、小野原墓地に関するルールを早急に作成する必要が生じた。そこで、当時の大字小野原の代表者が集まり、これまでの墓地管理の実体を基に管理規約等を作成したものと思われる。

四 小野原墓地の所有権

以上見てきたように、本件小野原墓地は、明治一七年の「墓地及埋葬取締規則」が施行される以前から小野原四七四二、四七四一六の地番に存在していた。明治三二年に他の四カ村と合併して豊川村となって以降も、小野原墓地の経営管理は地元任せられてきた。さらに、昭和三一年に箕面町と合併し箕面市となって以降も、大字小野原がその経営管理に当たってきたものである。

実際には、大字小野原は次の八組（大東、日の丸、日の出、神楽、岩戸、宮崎、若宮、大西）に分かれており、各組（自治会）の代表者によって小野原墓地の経営管理が行われてきた。

なお、箕面市が昭和五九年に大阪府と合同で行った墓地調査に基づいて作成した墓地台帳では、小野原墓地は財産区財産に区分されている。しかし、もし財産区が所有する墓地であるならば、墓地埋葬法上その経営者は小野原財産区であり、管理者は、財産区の管理者である箕面市長となるはずである。にもかかわらず、この墓地台帳は前

述したように、小野原墓地の経営者氏名および所有者氏名を小野原としたままである。また、昭和三十一年に豊川村と合併後、箕面市が墓地埋葬法に基づいて小野原墓地の経営管理について指導した形跡はどこにも見られず、相変わらず大字小野原の自主管理に任せられてきたことも、紛れのない事実である。

以上のことから、本件小野原墓地の権利関係について検討すると、本件墓地は前述した旧土地台帳に共有地として登記される以前から昭和五〇年頃まで、実体的にも古くから小野原に居住する住民によって自主的に経営・管理されてきた。さらに、これ以降は「小野原墓地管理規約」に基づいて、地元住民によって経営・管理されてきたという事実を考え合わせると、本件墓地を箕面市長を管理者とする財産区墓地であると考えすることは妥当ではない。つまり、本件墓地は民法二六三条の共有の性質を有する入会権に該当し、その所有権は法人格を持たない大字小野原に帰属し、墓地の使用関係は大字小野原の慣行（小野原墓地管理規約）によると考える。

五 墓地所有権と財産区

表1は、「地方自治月報第五三号（その他編）三分冊の三・平成一七年三月・一〇七二頁以下」の「財産区に関する調」を基に作成したものである。これは、総務省自治行政局行政課が各都道府県からの報告を集計したものであり、平成一五年四月一日現在、全国には四、二一九の財産区が存在し、この内、財産区を分類した際に、墓地に関する財産区の数（区）が七五五、従たるものの数（区）⁴が七六八とされており、両者の面積は五四四万五千平方メートルにもおよんでいる。

なお、渡辺洋三編「入会と財産区」には、黒木三郎氏によって、自治省財政局調査課が行った調査に基づき、昭

表1 財産区に関する調(総務省・平成15年4月1日現在)
 財産区の数及び財産区の種類に関する調

都道府県名	財産区を有する市町村数(団体)	財産区の合計数(区)	基 地		
			財産区の数(区)	従たるものの数(区)	面積(千㎡)
北海道					
青森県	28	283	64	21	126
岩手県	12	23	1		1,646
宮城県	4	6	1		2
秋田県	28	88		18	52
山形県	16	108	11	17	41
福島県	34	95	6		8
茨城県	7	11			
栃木県	11	23	1		1
群馬県	1	1			
埼玉県					
千葉県	4	9			
東京都	3	8	2		7
神奈川県	9	37		1	0.3
新潟県	16	49	5	25	78
富山県	4	11			
石川県	7	8	1		5
福井県	3	15	1		34
山梨県	33	167		1	8
長野県	38	194		35	60
岐阜県	25	91	11	14	100
静岡県	27	106		37	55
愛知県	8	44		14	23
三重県	13	23		6	7
滋賀県	16	112	16	35	315
京都府	23	145			
大阪府	29	668	203	224	639
兵庫県	41	569	113	184	1,020
奈良県	10	148	42		45
和歌山県	19	52			
鳥取県	20	107		3	33
島根県	6	13			
岡山県	26	429	161	43	517
広島県	24	152	5	28	100
山口県	2	2			
徳島県	14	22	4		17
香川県	16	39	8		45
愛媛県	10	42	16		74
高知県	3	7	3		9
福岡県	19	184	27	52	204
佐賀県					
長崎県	2	89	50	10	160
熊本県	15	23	2		1
大分県	2	15			
宮崎県	1	1	1		13
鹿児島県					
沖縄県					
合 計	629	4,219	755	768	5,445

表2 財産区の数の年度比較

府県名	昭和38年	平成15年
兵庫県	646	569
青森県	283	283
奈良県	235	148
岡山県	229	429
長野県	225	194
大阪府	208	668
広島県	177	152
山梨県	156	167
京都府	146	145
岐阜県	140	91
滋賀県	130	112
福島県	128	95
山形県	126	108
鳥取県	121	107
静岡県	116	106

和三八年四月一日現在の「財産区の概要」がまとめられている。⁽⁵⁾これによれば、財産区の数は三、九一六となっており、財産区分の内、墓地が九〇一財産区（他に「組合等分」が一方所）、面積七四万五、五〇八坪（約二四六万一七六平方メートル）となっている。

表2は、昭和三八年当時一〇〇以上の財産区を有していた各府県の財産区の数と平成一五年の財産区の数を比較したものである。ここで特徴的なことは、多くの府県で財産区が減少する傾向にある中、大阪府・岡山県・山梨県ではその数が増加しており、特に大阪府の増加は顕著である。この原因について検討すると、行政の対応如何が財産区の存在に大きな影響を与えて

いることが考えられる。このことが財産区墓地にも影響するのは当然であり、中でも大阪府・兵庫県・岡山県の財産区墓地は、その数・面積ともに他の都道府県よりも突出していることがわかるが、その原因は明らかではない。この点は、今後の検討課題としたい。

ところで、右記資料は、あくまでも行政側が財産区墓地と考えている墓地の数を集計したにすぎず、前述した箕面市の例からもわかるとおり、墓地を所有している財産区の数を現したのではない。結局、財産区に墓地の所有権があるかどうかについては、単に登記名義や財産区議会の存在等から判断するのではなく、あくまでも当該墓地の成立経緯・経営管理実態を調査した上で判断する必要がある。⁽⁷⁾

なお、財産区に墓地の所有権がある場合には、その墓地を使用する権利（墓地使用权）が存在するはずであるので、別途その法的性質について検討しなければならない。この点に関しては別稿に譲ることとする。

おわりに

平成一七年九月に愛媛大学法文学部総合政策学科の授業科目であるフィールドワークの担当者として、学生二名と共に西予市城川町高野子地区で「墓地に関する意識調査と墓地の実態調査」を行った。

西予市は、平成一六年四月に宇和町・三瓶町・明浜町・野村町・城川町の五町が合併して誕生した市であり、フィールドワークの調査地を探すために訪問した城川支所（旧城川町役場）に「昭和一一年 墓地台帳 愛媛県東宇和郡高川村役場」が残っていたことが、調査の候補地となった一因である。さらに、この墓地台帳には、大字高野子に五組（六十組、菊野谷組、池野々組、杖野組、本村組）共有の墓地、四カ所が記載されていたことと、近くに町営の宿泊施設があったため、高野子地区を調査地と決定した。

調査を進める中で、旧城川町には四つの財産区（遊子川財産区、土居財産区、高川財産区、魚成財産区）が残っており、この内の高川財産区に保管されている「城川町公有財産台帳（高野子村）」には、「現況地目 墓地、地番 高野子一四八九、所有者 高野子村」と「現況地目 雑種地、地番 川津南五一二、所有者 高川村」の記載がある。今回お会いした財産区議員の話によれば、この二カ所は現在も墓地として使われているが、管理は全て地元が行っており財産区は関与していないとのことであった。

ちなみに、昭和四八年に作成された「城川町高川財産区有林 経営計画書」によれば、「城川町高川財産区は、

昭和二九年三月三十一日町村合併促進法により、旧高川村、土居村、遊子川村、魚成村の四カ村が合併し、城川町(旧黒瀬川村)が発足する際、「合併に伴う財産処分に関する協議」により、旧村の所有財産の内、山林については、財産区を設け、議会を設置し管理経営することになった」とあり、墓地について触れた箇所はどこにもない。以上のことを考え合わせると、二カ所の墓地が高川財産区の所有とは考え難い。

しかし、高川財産区のある西予市城川町高野子地区は、典型的な過疎地域であり、今後の墓地経営の継続性をいかに保つていくかが大きな問題となっているものの、墓地の所有関係については、道路の拡張または新設等にも引っかけられない限り問題となることはない。

それよりも、大阪府や兵庫県などの大都市周辺部で住宅開発等が進められている地域の財産区墓地について、その管理者である当該地方公共団体自身が、紛争の起こる前に当該墓地の成立の経緯・管理の実体等を調査し、その所有関係を明らかにすることが急務であると思われる。

注

(1) 詳しい内容は、後掲の【資料三】参照。

(2) 【資料一】参照。

(3) これまでには「部落墓地」という呼称が一般的であったが、この呼称は「部落差別」との関係で問題があると考えられてきた。

昨年行った愛媛県西予市での調査において城川支所の墓地担当者が「集落墓地」と呼んでいるのを聞き、今後は「部落墓地」という呼称を「集落墓地」に変えていきたいと考えている。なお、「集落墓地」とは、江戸時代の行政村またはそれよりも小さい地域を単位として、それらの構成員によって管理運営されてきた墓地のことである。

- (4) 総務省自治行政局行政課に問い合わせたところ、「従たるものの数(区)」に関して記載要領は特にないが、複数の県に問い合わせたところ「墓地に関する財産区ではないが、墓地を含んでいる財産区を指すのではないか」とのことであった。
- (5) 黒木三郎「財産区の概要」渡辺洋三編著『入会と財産区』勁草書房・一九七四年・二頁以下参照。
- (6) なお、福岡県の財産区の数は昭和三八年当時一〇〇未満であったが、平成一五年には一八四となっており、大幅に増加している。

(7) 北條浩氏は「地租改正において、地券状にあらわれた名義は必ずしも実質を反映したものではないが、地券状の名義を真の土地所有者としてこれを確定するというような政策ないし法令、もしくは判決もみられない。この形式と内容については、慣習が優先して判断するのである。」として、古くからの墓地の所有関係を慣習に委ねている。「明治初年の墓地所有権と利用(二)」帝京法学第一六号八五頁。

【資料一】

「小野原墓地管理規約」

- 第一 本規約は、小野原共有墓地の管理の適正化を図るため定める。
- 第二 墓地の利用者とは、現在墓石等を保有し、善良な管理を行う者を云う。
- 第三 本規約施行後、使用者が墓石の改築等を行う時は、現に善良な管理を行ない第三者に被害を及ぼさない範囲内とする。
- 第四 改築等を行なおうとする者は、通路等不特定多数が利用する敷地を侵してはならない。
- 第五 使用者が、墓地を改築或いは、石垣、植樹等、その形状に変更を加えようとするときは、隣接地使用者の同意書及び改築等形状変更の位置、規模等必要事項を图示した書面をもって、着手前に自治会長を通じ、区長に申し出ること。
- 第六 第五により、区長に改築等の申し出を行なった使用者は、区長の許可があった後でなければ、着手することができない。

第七 許可前に、改築等の着手をした使用者があるときは、区長は、その許可前に設置した墓石等の撤去を求めることができる。

第八 使用者において、次の各号の一に該当する事実を、区長が確認したときは、自治会役員会の議を経て、その使用を取り消すことができる。

- 一 目的外に使用したとき
- 二 使用権を譲渡し、又は、転貸したとき
- 三 一個以上の墓地を保有しようとするとき
- 四 区長の許可条件を守らないとき
- 五 その他自治会役員会において、使用が不相当と認められたとき

第九 この規約に定めなき事項、又は、新たに墓地の使用を希望する者があるときは、その都度、自治会役員会の議を経て、区長が決定する。

第一〇 本規約の変更は、自治会役員会において行なう。

本規約は、昭和五〇年一月一日から実施する。

【資料二】

申し合わせ事項

- 一 新たに墓地を保有しようとする者は、現に小野原地区に住所を有し、永住する者で自治会役員会で認められた者に限る。
- 二 新たに墓地を使用するときの規模は、縦、横それぞれ一・八米以内とする。
- 三 手続等については、「小野原墓地管理規約」に準拠する。

【資料三】

IV 墓地に関する事項

一 「小野原墓地管理規約」に則る適正な措置について

本規約は、大字小野原の墓地を、先祖の靈をまつる永久の聖地として、適正に維持できるように管理して行くためのものである（管理の根本精神）。

(一) 墓地、墓碑等の新設、改造、補修等を行なう場合について

墓地や墓碑などを造改造等しようとする時は、当該自治会長にその旨届出て、規約に反しないよう心得、手続きの方法等につき聞いた上で、隣接地使用者の同意書及び改築等形状変更の位置、規模等必要事項を明示した書面を作り、着事前に自治会長を通じ、墓地委員会の委員長に申し出（村役員会にはかる必要がある場合は協議を要するが、上記規約に添う場合は、村役員会に報告する形式にて）区長が決裁して来たものである。

〔備考〕承認を求めめる場合は、所定の承認書の様式により行なうこととする。

(二) 自治会輪番による墓地の清掃のことについて

従来より各自治会ごとに、輪番にて月一回、それぞれ各自治会の都合よき日曜日に、墓地の清掃をされて来たが、これは大字小野原にとって誠によき風習であるので、今後も継続して実施して行きたい（墓当番の札を廻すことによつて確認する）
清掃の範囲としては、

① 迎え地藏尊の入り口より、小野原上山田線の府道に通ずる道及び正面釈迦佛の建物へ至る道並びにその東側から府道へおりる道の清掃。

② 上記の道の周辺及び井戸屋形、倉庫付近並びに正面釈迦佛の建物内、及びその東側の空地付近の清掃。

③ 墓碑の建っている墓地内は、自分たちの墓を中心に、その周辺及び通路等を平素適宜清掃するものとする。

④ ゴミ処理場の新設に当たり、墓当番の際、今後は上記①、②の外に、下記の通り袋詰めを行なうこととする。

燃焼ゴミと不燃焼ゴミに分けて捨てられた種類ものを別々にして、市より配当された袋(昭五二、二、二四、区長よりの申請、年間必要数二〇〇枚に対し、支給されたもの)に詰め、市衛生課より収集に来られた時に、抛出しやすくしておくものとする。

(三月、大西自治会より実施)

(三) 村役員(自治会長、実行組合長)全員による墓地の清掃

毎月、各自治会輪番にて墓地の清掃をされているが、正面建物の東側の雑草がおい茂っている場所については、平素は、なかなか除草等し難いので、特に大事なお盆の時期に、徹底して清掃するため、盆前の適当な日曜日を選んで、役員全員が上記場所と井戸屋形東側の花等乱雑に捨てている場所その他について毎年度清掃して来た。

上記の清掃の他、釈迦佛の建物の屋根の瓦がずっているのを直したり、壁の落ちている処を補修したりして、役員自らの手で年一回清掃や補修に当たって来た(なお、当日は、研修所の裏の清掃や元醬油蔵跡の除草も併せ行なつて来た)。

二 墓地の施設に関する事について

(一) 塵芥処理場の新設について

墓地を美的に維持管理するため、他所の同施設を実地に調査研究し、合理的にしかも使用しやすいように配慮し、設置したものである。

なお、燃焼ゴミと不燃焼ゴミに分けて所定の場所に捨て、それを各自治会当番の時に袋に詰めておき、市衛生課の車にて収集して頂くのに都合よきよう、特に場所の選定と、その設計には協議を重ねたものである。

今後は、この処理場以外の場所に、ゴミを捨てぬよう堅く守ることが大切である。三月一八日より同処理場を使用する旨、各組へ回覧板で周知す。

〔業者〕掛各工務店 〔経費〕三八〇、〇〇〇円

〔工期〕昭五二、二、三〜同三、一五

説

(一) 倉庫の建物について

北東側の壁が落ち、瓦もゆるんでいるので、近い将来補修する必要がある。あるいは、将来この建物の撤去を問題にしてもよいのではないが。但し、内部用具の始末の方法とその時期について要考慮。

論

(二) 正面釈迦佛の建物について

屋根瓦がゆるみ、壁が一部落ちていたので、昭和五〇年の盆前に、村役員で一応補修したが、今後出来る限り早い機会に修理を必要とする。

(四) 元焼場（煉瓦造り）の施設について

現在、必要性がなくなっているので、将来撤去する必要があると思われる。

三 正念寺、理照寺の山林その他と墓地との境界を明示することについて

下記、豊中小野原線の道路施設のこともあるので、これと並んで、今後墓地周囲の境界を関係者立会いの上、明示しておく必要がある。

特に西側の正念寺、理照寺の寺領山林と家庭の墓がくっついている処があるので、今の間に明示をしておく必要がある。

四 墓地全体の将来計画に関する事について

(一) 豊中小野原線の道路敷設に際し、墓地に隣接するように思われるので、その時は、境界線状況によって石積みもしくはコンクリートで接するようにすると共に、側溝を設け、排水もよくするよう要求する必要がある。

(二) 上記の機会に墓地入口近くにある犬や猫を葬った墓を事前に村として撤去する旨の公示を行ない、周知させた上で、地ならしをする。更に釈迦佛建物東側の雑草地も地ならしをし、墓地の拡張を図ることがよい。

(三) 上記二の(一)(二)(三)(四)や三の施設の補修や撤去並びに境界明示及び墓地の拡張等と合せ、墓地の周囲に適当な植樹をし、墓地

全体が祖先の霊をまつる永久の聖地としてふさわしい、しかも美しい環境となるよう配慮することが大切である。